自然災害時における
市内保育施設の臨時休園(所)等ガイドライン

令和８年（２０２６年）１０月２１日改定

目次

１．　目的

２．　基本的な対応方針

３．　臨時休園（所）等の定義

４．　臨時休園（所）等の判断基準

５．　対応全体基本フロー

６．　災害時特別保育

７．　市からの情報提供

８．　施設から市への報告

９．　その他

１．目的

習志野市内の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業者等（以下「保育所等」という。ただし、認定こども園については、２号認定及び３号認定のこどもに係る保育の実施部分に限る。）において、自然災害（地震、台風、大雨、大雪、高潮、洪水、土砂災害等）が発生、またはその発生が予測される場合（以下「災害時」という。）の臨時休園（所）の判断基準及び災害時における基本的な対応について定めるものとする。

２．基本的な対応方針

（１）保育所等は、児童福祉施設としての役割を踏まえ、災害時においても、可能な限り開園（所）することを原則とする。

（２）保育所等の所在地に「高齢者等避難（警戒レベル３）」以上が発令された場合は、臨時休園（所）とする。

（３）臨時休園（所）時においては、社会機能の維持に必要な業務に従事する保護者等のこどもについては、災害時特別保育を実施する。

３．臨時休園（所）等の定義

区　分	内　　容
臨時休園（所）	災害時において、市が発令する「避難情報」を基準として、やむを得ず保育所等を休園（所）すること。
登園自粛要請 【縮小保育】	開園（所）を前提としつつ、災害の状況等を踏まえ、保護者に対して家庭保育を要請すること。

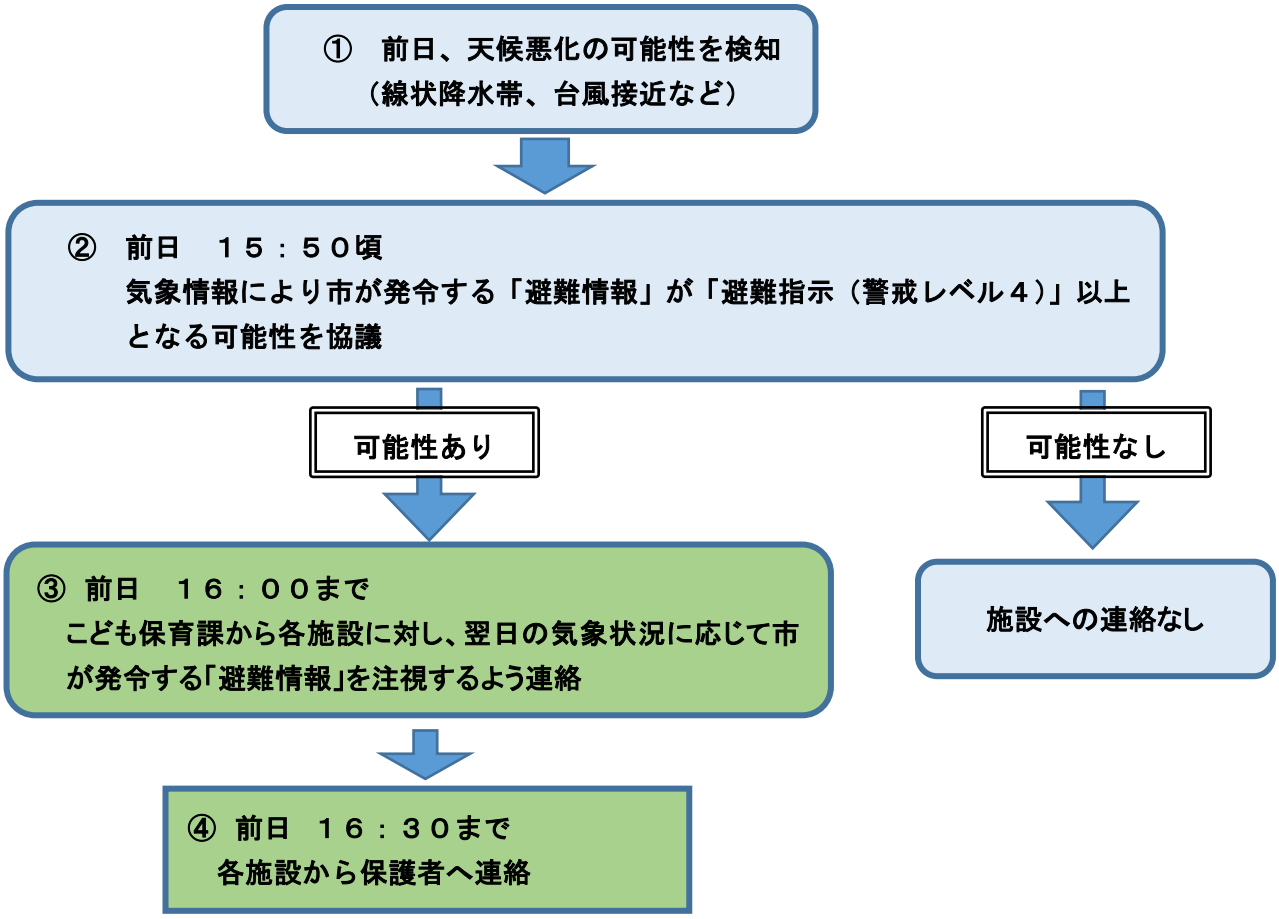
４．臨時休園（所）等の判断基準

臨時休園等の判断は、市が発令する「避難情報」を基準とする。

発令状況	発令区域の保育所等	その他の保育所等
高齢者等避難 （警戒レベル３）	臨時休園（所）	通常保育
避難指示 （警戒レベル４） 緊急安全確保 （警戒レベル５）	臨時休園（所）	登園自粛要請 【縮小保育】

５．対応全体基本フロー

５－１．開園（所）前の天候悪化が予想される場合（前日の対応）



（１）開園（所）前の天候悪化が予想される場合（前日の対応）のフローの詳細

①気象情報等の確認・情報共有【こども保育課】

翌日の登園時間帯における気象予想、小中学校の対応等について情報共有を図る。

②登園自粛要請等の可能性の判断【こども保育課】

前日１５時５０分頃までに、翌日の気象状況により市が発令する「避難情報」が「避難指示（警戒レベル４）」以上となる可能性を協議する。

なお、この時点では、登園自粛要請等の実施については決定しない。

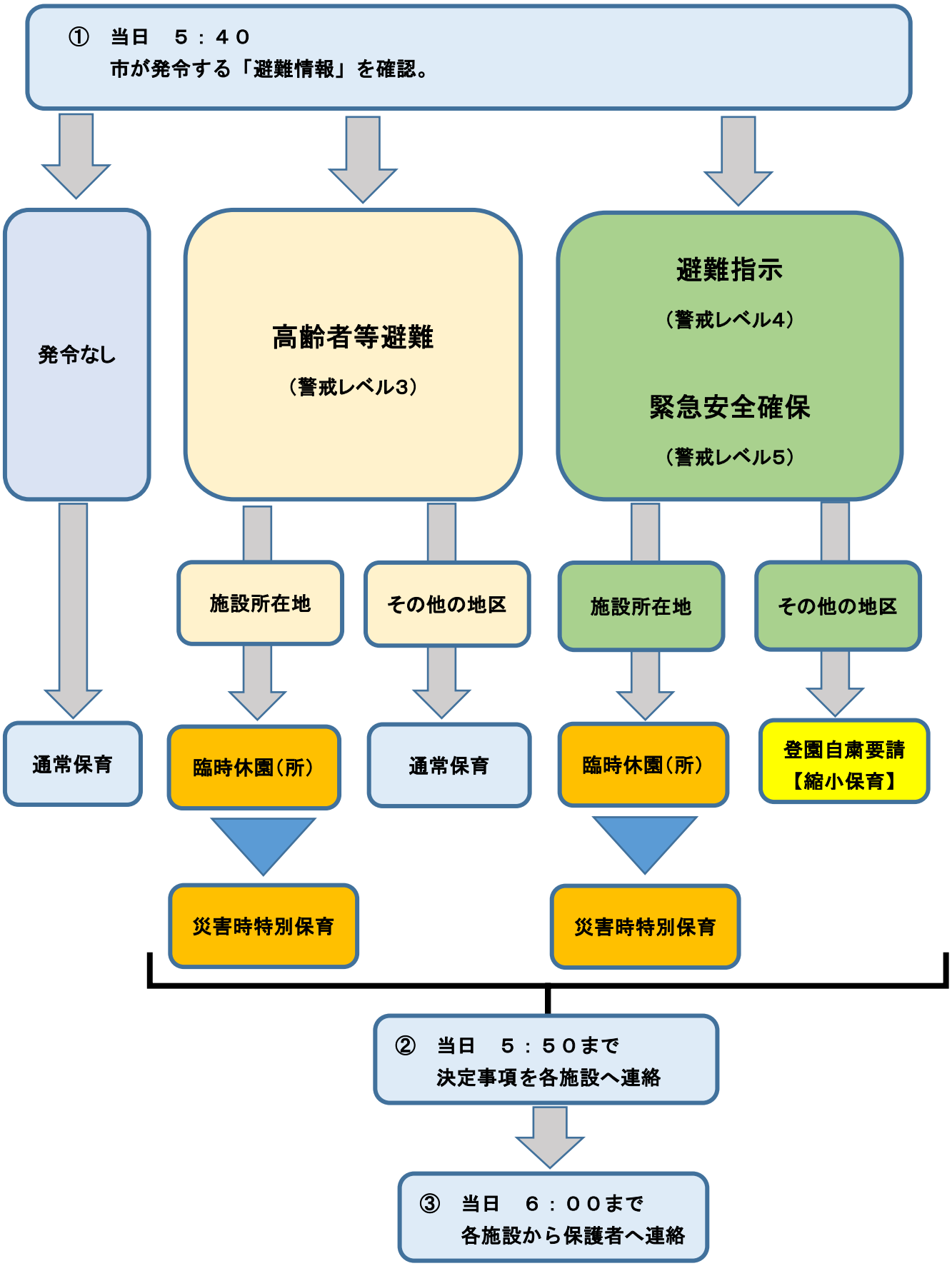
③施設への連絡【こども保育課⇒各施設長】

協議の結果を前日１６時００分まで施設へメールにて連絡する。メールは、市内全ての施設に配信する。

④保護者への連絡【各施設長⇒保護者】

前日１６時３０分までに、各施設長は、保護者に各施設の連絡ツールを利用して配信する。

５－２．開園（所）前の天候悪化が予想される場合（当日の対応）



（２）開園（所）前の天候悪化が予想される場合（当日の対応）の基本フローの詳細

①臨時休園、登園自粛要請等の要否の決定【こども保育課】

当日朝５時４０分時点で、市が発令する「避難情報」を確認し、対応を決定する。

②決定事項の施設への連絡【こども保育課⇒各施設長】

当日５時５０分までに、決定事項を市から施設長へメールにて連絡する。メールは、市内全施設の対応状況について、市内全施設に配信する。

なお、災害時特別保育の有無も記載する。実施する場合は、実施施設を明示する。

併せて、同内容を市ホームページに掲載する。

③保護者への連絡【各施設長⇒保護者】

当日６時００分までに、各施設長は、保護者に各施設の連絡ツールを利用して配信する。

★ 特記事項

市が「通常保育」と判断した場合であっても、施設の職員配置や施設の被害状況等により、安全に保育を実施することが困難な場合は、施設はこども保育課に相談するものとする。

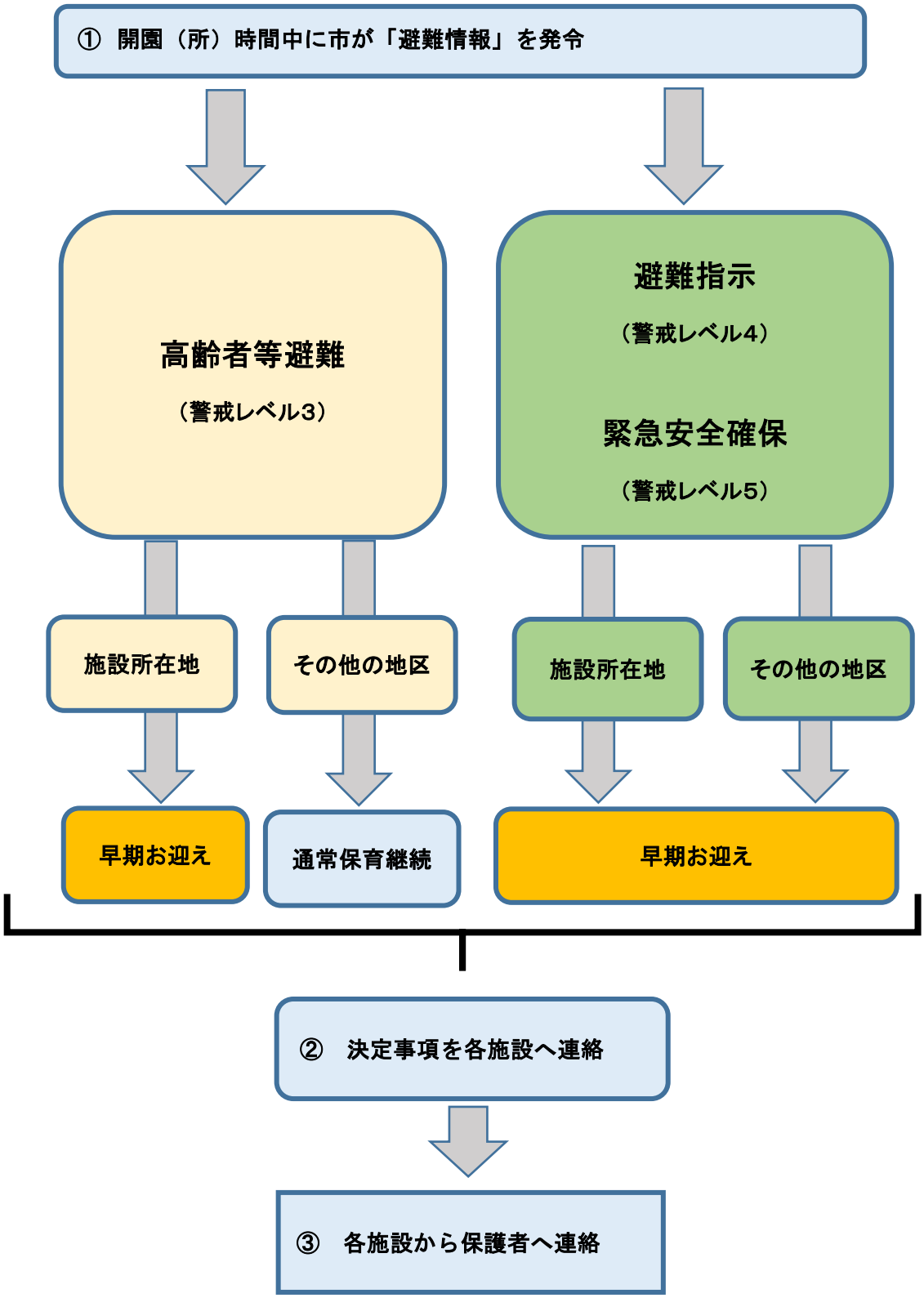
【例】

・保育室に保育の実施が困難となる事象が発生した場合

・必要な数の保育士を確保できない場合

※ ５時４０分以降７時００分の間に避難情報が発令された場合は可及的速やかにこの対応に準じて即応する。

５－３．開園（所）中に天候が悪化した場合



（３）開園（所）中に天候が悪化した場合の基本フローの詳細

①こどもの安全確保及び早期お迎え要否の決定【こども保育課】

開園中に、市が「避難情報」を発令した場合、速やかに、早期お迎えの要否について、検討し、対応を決定する。

②決定事項の施設への連絡【こども保育課→各施設長】

決定後、速やかに市から市内全施設の施設長へメールにて連絡する。メールは、市内全施設の対応状況について情報提供する。

③保護者への連絡【各施設長→保護者】

こども保育課からの連絡を受領後、各施設長は、その内容を各施設の連絡ツールを利用し、保護者へ配信する。

★特記事項

開園後に、施設の職員配置や施設の被害状況等により、安全に保育を継続することが困難となった場合は、施設は市に相談するものとする。

【例】

・開園後に保育が継続できない事象が発生した場合

・必要な数の保育士を確保できなくなった場合

★災害時の留意事項

災害発生時においても、各施設の非常災害に対する具体的計画等に基づき対応することはもとより、実際の災害の発生状況や施設の状況等を踏まえ、こどもの安全を最優先に、その時々の状況に応じて適切に判断し、施設内の安全な場所への避難等、必要な措置を講じるものとする。

また、保護者に対しては、直ちにお迎えに来ることが困難な場合があることを踏まえ、危険な状況下で無理にお迎えを求めることのないよう配慮するとともに、こどもの安全を確保しながら、災害の状況に応じた必要な措置を講じつつ、こどものお迎えが完了するまで保育を継続するものとする。

６　災害時特別保育

災害時においても、同居する家族全員が社会機能の維持に必要な業務に従事しており、家庭保育が難しい家庭については、必要に応じて災害時特別保育を実施する。

（１）対象となる保護者の業務

①消防、警察、自衛隊等の防災関係業務
②医師、看護師等の医療関係業務
③電気、ガス、水道等のライフライン関係業務
④鉄道、バス等の公共交通関係業務
⑤保育所等に勤務する保育士の保育関係業務
⑥その他、災害対応上必要と認められる業務

（２）事前登録

①災害時特別保育の対象者は、事前登録を必須とし、各施設は入園時に保護者に説明をするとともに、災害時特別保育の必要性について確認をする。
②災害時特別保育の対象者と確認ができた場合は、保護者は『災害時特別保育利用申出書』及び『災害時特別保育利用届』を施設に提出し、施設は速やかにこども保育課に写しを提出することで、事前登録の完了とする。

（３）実施場所

①東習志野こども園
②杉の子こども園
③袖ケ浦こども園

※ただし、災害時特別保育の実施については、施設、職員及び周辺地域の安全が確保され、保育の実施が可能である場合に限るものとする。

（４）実施時間

午前８時３０分～午後５時

７　市からの情報提供

市（こども保育課）は、保育所等において臨時休園（所）等を決定した場合や、その他状況に変化があった場合は、速やかにホームページ等により情報提供を行う。

８　施設から市への報告

台風や大雨等に伴う人的被害(臨時休園等を含む)及び物的被害の発生状況について、こども保育課が指定する時刻までに、メールで報告する。被害がない場合も「被害なし」と報告することとする。なお、指定時刻以降に被害が発生した場合又は被害状況に変化があった場合は、速やかに報告する。

９　その他

（１）本ガイドラインに定めのない災害が発生した場合、または、ガイドラインによる対応が適切でないと認められる場合は、こどもの安全を最優先として、市（こども保育課）及び保育所等が協議のうえ、必要な対応を行うものとする。

（２）放課後児童会については、放課後児童会安全対策マニュアル及び「市立小・中学校における天候悪化への対応―学校向け運用通知―」に基づき対応する。